

令和6年度

那珂川沿岸農業水利事業(一期)

大杉山揚水機場場内整備工事(ゲート設備)

特別仕様書

(当初)

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所

## 第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業(一期)大杉山揚水機場場内整備工事(ゲート設備)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という。)及び「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書(土)」という。)に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、大杉山揚水機場起伏ゲートに係る操作盤等の新設を行うものである。

### 2. 工事場所

茨城県水戸市三の丸地内

### 3. 工事概要

本工事は、大杉山揚水機場起伏ゲート操作盤の製作据付及び開閉装置等の据付工事でその概要は次のとおりである。

- |              |    |
|--------------|----|
| (1) 起伏ゲート操作盤 | 1面 |
| (2) 開閉装置     | 1基 |
| (3) 油圧配管     | 1式 |

### 4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

### 5. 施工範囲

- (1) 本工事は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。
- (2) 次に示すものは本工事は、施工対象外とする。
  - 1) 資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事
  - 2) 責任分界点までの引き込み外線工事

## 第3章 施工条件

### 1. 工程制限

据付工事は、令和6年9月1日より着手可能である。

### 2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 現場据付の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場室内作業の工事期間には、雨天・休日等11日/月を見込んでいる。  
現場据付（屋外作業）の工事期間には、雨天・休日等13日/月を見込んでいる。  
（なお、休日等は、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇である。）

### 3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は工事を行わない。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### 4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### 5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章第1節1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については別に通知する。

### 6. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

### 7. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であ

り、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式 1 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 260 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式 1 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 7 年 3 月 17 日（工事完了期限日）まで

## 8. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

## 第 4 章 現場条件

### 1. 関連工事

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

- (1) 大杉山揚水機場場内整備工事（予定）  
（施工予定時期 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 21 日）
- (2) 大杉山揚水機場機器設備据付工事  
（施工時期 令和 6 年 1 月 5 日～令和 6 年 8 月 30 日）
- (3) 備前堀機場等水管理設備製作据付工事  
（施工時期 令和 6 年 1 月 30 日～令和 6 年 10 月 31 日）

### 2. 搬入路

現場への搬入路は、25 t 車の進入が可能である。

### 3. 第三者に対する措置

#### (1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (2) 交通対策

工所用資機材の運搬に公共道路を使用する際は、地元住民及び一般車の通行を優先させるものとする。

### (3) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

## 4. 関係機関との調整

- (1) 受注者は、据付工事及び試運転調整について関係機関と必要な調整を行わなければならない。
- (2) 関係機関（常陸河川国道事務所）との協議は発注者側で行うが、任意仮設備に係わるものは、監督職員と打合せのうえ受注者が行わなければならない。

## 第5章 提出図書等

### 1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章第1節1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事契約の日から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から15日以内に文書で通知するものとする。

### 2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

## 第6章 仮設

### 1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

## 第7章 工事用地等

### 1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別に示すとおりである。

### 2. 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は発注者に報告するものとする。

## 第8章 貸与する資料等

本工事の設計・施工において、関連する次の資料は貸与する。

1. 資料名：平成23年度 那珂川沿岸農業水利事業（二期）  
農業水利施設実施設計その1業務 報告書一式  
H29大杉山揚水機場詳細設計業務（国交省） 報告書一式
2. 貸与期間：工事契約から工事完成まで
3. 返納場所：那珂川沿岸農業水利事業所
4. 貸与条件：貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

## 第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金の負担は下記のとおりである。

基本料金：発注者

使用料金：受注者

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

## 第10章 支給材料

支給する材料は次のとおりである。

### (1) 支給材料

品名	規格	単位	数量	備考
開閉装置	搭載型油圧ユニット	基	1	

### (2) 引渡し場所

茨城県水戸市三の丸地内

### (3) 引渡し時期

監督職員と打合せの上、決定するものとする。

### (4) 引渡し方法

引渡し及び引渡し場所から三の丸地内（工事現場）までの運搬は、発注者の責任において行うものとする。

## 第11章 設計

### 1. 一般事項

(1) 設計条件等に基づき起伏ゲート操作盤については、「①鋼製起伏ゲート設計要領(案)」

(社) 農業土木事業協会を参照し、設備の設計を行うものとする。

また、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

## 2. 設計諸元

本ゲート設備計画は、次の条件により設計するものとする。

### (1) 水門設備の設計条件

仕様項目	大杉山機場起伏ゲート
1) 形式	ステンレス製トルク軸式起伏ゲート
2) 純径間	4.500m
3) 扉高	1.300m
4) ゲート敷高	TP. -1.700m
5) 門数	1 門
6) 設計水位	(前面) TP. + 0.100m、(後面) TP. - 1.700m
7) 操作水位	(前面) TP. + 0.100m、(後面) TP. -0.1700m
8) 堆砂高	0.000m
9) 水密方式	前面 3 方ゴム水密方式
10) 開閉装置	片側油圧シリンダ駆動方式
11) 開閉時間	約20分
12) 起立角度	75°
13) 操作方式	機側操作方式及び水位制御方式による自動運転

## 3. 材料

- (1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。

## 第12章 構造及び製作

### 1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 4 章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

## 第13章 運転操作・制御方式

### 1. 運転管理

信号等情報の受け渡し方法は、次による。

- (1) 監視信号 (DC110V 50mA、DC24V 30mA)
- (2) デジタル計測信号 (DC110V 50mA、DC24V 30mA)
- (3) アナログ計測信号 (DC4～20mA)

### 2. 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙1「運転操作要領」のとおりとする。

## 第14章 電気通信設備

### 1. 一般事項

- (1) 動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（平成14年3月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 本工事に必要な予備品は、共通仕様書（施）第4章第7節によるものとする。
- (4) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分には、高速避雷器等の耐雷対策を行うものとする。
- (5) 回路構成等
  - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
  - 2) 盤内照明はドアスイッチにより点滅するものとする。
  - 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
  - 4) 耐雷対策を十分施すものとする。
- (6) 指示計及び表示灯
  - 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計は各モーター毎に対応させる。
  - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
  - 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。
- (7) 設置場所

起伏ゲート操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

### 2. 設備概要

- (1) 本水門設備の電気設備は、東京電力エナジーパートナー(株)からの供給を予定している。

大杉山揚水機場については、本年度別途工事にて機場に受電し分電盤から機側操作盤に電源を送る。

### 3. 負荷設備等

#### (1) 負荷設備（起伏ゲート操作盤：大杉山揚水機場）

##### 1) 機器仕様

① 形 式	閉鎖自立形	1 面
② 使用場所	屋内	
③ 材質	SS	
④ 用途	水門扉数	1 門
	駆動方式	油圧式

##### ⑤ 盤面取付機器

ア 名称銘板	1 式
イ 交流電圧計	1 式
ウ 交流電流計	1 式
エ 開度表示器	1 式
オ 水位表示器	1 式
カ 状態表示器 (LED)	1 式
キ 故障表示器 (LED)	1 式
ク 押釦スイッチ	1 式
ケ 非常停止スイッチ	1 式
コ 切換スイッチ	1 式

##### ⑥ 盤内取付器具

ア 配線用遮断器3P	1 式
イ 配線用遮断器2P	1 式
ウ 漏電用遮断器2P	1 式
エ サーキットプロテクタ2P	1 式
オ 電磁接触器(MC)	1 式
カ 電源電圧検出リレー	1 式
キ 進相用コンデンサ	1 式
ク カレントコンバータ	1 式
ケ 3Eリレー	1 式
コ 電流変流器	1 式
サ シンクロ/デジタル変換器	1 式
シ PLC	1 式
ス ノイズフィルタ	1 式
セ 補助継電器	1 式
ソ 直流電源装置	1 式
タ 零相変流器	1 式
チ 漏電リレー	1 式
ツ ヒューミディスタット	1 式

テ	スペースヒータ	1 式
ト	ドアスイッチ	1 式
ナ	盤内照明	1 式
ニ	コンセント	1 式
ヌ	水位計用避雷器	1 式
ネ	水位信号変換器	1 式
ノ	切換スイッチ	1 式
ハ	操作スイッチ	1 式
ヒ	その他必要品	1 式

⑦ 仕様

- ・ゲート操作中、起伏及び倒伏中ランプが点滅するようにすること。
- ・水位信号、開度信号による自動運転が可能な回路とすること。

## 第15章 塗装

### 1. 一般事項

(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員と協議するものとする。

なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1とする。

(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

(3) 開閉装置等のステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

### 2. 施工方法

(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた間隔を守り、各層毎に色分けを行うものとする。

(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

## 第16章 据付

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

### 1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

## 2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、監督職員が別途指示するものとする。

## 3. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。

## 4. 電気設備

- (1) 屋外埋設・ピット外の配線、配管は露出配管とする。
- (2) 操作盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「日本電機工業会（JEMA）技術資料」に示すAクラス以上とする。

- (3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

## 5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (1) 規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格及び品質は下記によるものとする。

#### 1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最 大寸法(mm)	W/C (%)	セメントの 種類	備考
鉄筋コンクリート	24	12	25	60以下	BB	二次コンクリート

※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。

### (2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物
アンカーボルト	カタログ・試験成績書

コンクリート	配合計画書・試験成績書
ケーブル類・電線管等	カタログ等
水位計	カタログ等

## 6. 建設資材等の搬出

### 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処 理 施設名	住 所	受入れ 時 間	事業区分
コンクリート塊 (無筋) 大杉山	(有) よこすか建設中間 処理再生プラント工場	ひたちなか市足 崎字鍋沢 1212-1	8:30~17:00	再資源化 施設業者

## 7. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次の分別解体等のおりである。

工 程 毎 の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## 第17章 試験及び検査

### 1. 検測又は確認（施工段階確認）

- (1) 本工事の施工段階確認は実施を要しない。ただし、監督職員の指示により実施する場合がある。
- (2) 自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

## 第18章 施工管理等

### 1. 主任技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

#### ア 主任技術者

建設業法第7条第2号イ又はロ、又はハに該当する者であること。

#### イ 監理技術者

① 建設業法第15条第2号イ又ハに該当する者であること。

② 監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。

### 2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（平成19年3月）及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

また、本工事における施工管理は、上記に加え、次に示す出来形管理を追加するものとする。

### 3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

#### （1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### （2）機器等の導入

1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### （3）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第

2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。

- 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL

(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

### 第19章 条件変更の補足事項

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 設計諸元の条件変更が必要となった場合。
- 2) 関連工事との協議・調整により変更が生じた場合。
- 3) 法・基準の改正に係るもの。
- 4) 交通誘導員の配置が必要となった場合。
- 5) 産業廃棄物の処理方法、処理場等が変更になった場合。
- 6) 第2章第4項に示す工事数量に変更が生じた場合。
- 7) 第2章第5項に示す施工範囲に変更が生じた場合。
- 8) 第3章第2項に示す工程制限に変更が生じた場合。
- 9) 異常出水により工期延長が必要となった場合。
- 10) 第三者との協議によるもの。
- 11) 関係機関等との協議によるもの。
- 12) 塗装色、塗装仕様に変更が必要となった場合。
- 14) 排水処理の必要が生じた場合。

- 15) 現地精査により変更が生じた場合。
- 16) 労務費調査、諸経費動向調査の対象となった場合。
- 17) 外灯及び進入防止対策が必要になった場合。
- 18) 配線配管ルートに変更が生じた場合。
- 19) その他本仕様書に定めのないもの。

## 第20章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

## 第21章 その他

### 1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書（施）第1編 第1章 1-1-26及び第1章 1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

### 2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

### 3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

#### 4. 契約後VE提案

##### (1) 定義

「V E 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

##### (2) V E 提案の意義及び範囲

- 1) V E 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E 提案の範囲に含めないものとする。
  - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
  - ② 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
  - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

##### (3) V E 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)の V E 提案を行う場合、次に掲げる事項を V E 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - ① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
  - ② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - ③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - ⑤ 工業所有権を含む V E 提案である場合、その取り扱いに関する事項
  - ⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E 提案を契約締結の日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

##### (4) V E 提案の適否等

- 1) 発注者は、V E 提案の採否について、原則として、V E 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、V E 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発

注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

## 5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 建設コンサルタントの出席

上記5. (1) (2) の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

## 6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に2部を備え付けなければならない。

なお、この図書は第5章の提出図書に示す完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

## 7. 週休2日制工事の施工

(1) 週休2日による施工

1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて機械経費

(賃料)、間接工事費を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。

- 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
  - ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
  - ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われないう状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
  - 3) 週休2日(4週8休)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
  - 4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
    - ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
    - ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
    - ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
    - ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
    - ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して決める。
  - 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
  - 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、機械経費(賃料)、間接工事費を補正し設計変更を行うものとする。なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

① 現場の閉所状況

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5% (8日/28日)以上	25.0% (7日/28日)以上 28.5%未満	21.4% (6日/28日)以上 25.0%未満
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.01
現場管理費 (率分)	1.05	1.04	1.02

②補正方法

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、精算変更時の各経費を補正し、工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、契約変更の対象としない。

(2) 週休2日制の促進

- 1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。
- 2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
  - ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

**【働き方改革】**

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ②現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。                           |
| <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。] |

○事業（務）所長用

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。                    |
| <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。] |

③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] |
|--|

3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、よろ双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測

結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率(\%)} \times \text{補正係数※}$$

補正係数：1.2

#### 10. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

#### 第22章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

## 工期通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所長 瀬戸 太郎 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙1 【 大杉山機場起伏ゲート運転操作要領 】

項 目	内 容
<p>1. 運転監視操作の概要</p> <p>(1) 運転監視操作</p> <p>(2) 運転監視操作の優先順位</p> <p>2. 運転監視操作の内容</p> <p>(1) 手動運転</p> <p>(2) 自動運転</p> <p>3. ゲートの動作</p> <p>(1) 単独操作</p> <p>(2) 連動操作</p> <p>(3) 自動運転</p> <p>4. 運転監視操作</p>	<p style="text-align: center;">運転操作要領</p> <p>本ゲート設備は、操作室の機側操作盤からの自動運転及び手動運転による単独操作と連動操作とする。</p> <p>運転監視操作の優先順位は、運転切替スイッチ（手動運転・自動運転）、操作切替スイッチ（単独操作・連動操作）の順とする。</p> <p>手動運転は、ゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。</p> <p>自動運転は、水位計及び開度計の計測値を受けて河川水位とゲート開度に応じて、起伏ゲートを自動的に起立・倒伏する制御方式である。</p> <p>1) 油圧ポンプ運転操作とゲート運転操作をそれぞれ単独で操作を行う。</p> <p>1) 油圧ポンプ運転操作とゲート運転操作を連動して操作を行う。</p> <p>1) 上流水位 TP+0.10m 以上の場合、全起立とする。                  2) 上流水位 TP+0.10m 未満～-1.06m の場合、下流水位が別表の値(TP-0.42m～-1.53)となるよう、ゲート開度を調整する。                  3) 上流水位 TP-1.06m 以下の場合、全起立とする。                  4) 水位の設定値は操作盤にて容易に変更できるものとする。</p> <p>運転操作の選択</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>自動運転</p> <p>手動運転</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p>単独操作</p> <p>連動操作</p> </div> </div>

項 目	内 容
5. 保護警報	<p>異常状態を機側操作盤及び遠隔操作盤に表示すると共に、ベル警報を発するものとする。</p> <p>保護項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常停止</li> <li>3E動作</li> <li>MCCBトリップ</li> <li>油面異常低下</li> <li>油圧異常上昇</li> <li>起立圧異常</li> <li>倒伏圧異常</li> <li>油面低下</li> <li>油温異常上昇</li> <li>リターンフィルタ目詰まり</li> <li>サクションフィルタ目詰まり</li> <li>油圧不確立</li> <li>接点溶着</li> <li>漏電</li> </ul>
6. 水位、開度の計測 (1) 河川水位	<p>起伏ゲートの上流側・下流側の二か所に設置した水位計により計測した信号を受け、ゲートの自動運転を行うと共に、機側操作盤に水位を表示するものとする。</p>
(2) ゲート開度	<p>起伏ゲートのシリンダ室内に設置した開度計により計測した信号を受け、ゲートの自動運転を行うと共に、機側操作盤に開度を表示するものとする。</p>

## 別表

上流水位	下流水位
TP+0.05	TP-0.42
TP+0.00	TP-0.47
TP-0.05	TP-0.52
TP-0.10	TP-0.57
TP-0.15	TP-0.62
TP-0.20	TP-0.67
TP-0.25	TP-0.72
TP-0.30	TP-0.77
TP-0.35	TP-0.82
TP-0.40	TP-0.87
TP-0.45	TP-0.92
TP-0.50	TP-0.97
TP-0.55	TP-1.02
TP-0.60	TP-1.07
TP-0.65	TP-1.12
TP-0.70	TP-1.17
TP-0.75	TP-1.22
TP-0.80	TP-1.27
TP-0.85	TP-1.32
TP-0.90	TP-1.37
TP-0.95	TP-1.42
TP-1.00	TP-1.47
TP-1.05	TP-1.52